

各 位

会 社 名	株式会社日本創発グループ
代表者名	代表取締役社長 藤田 一郎 (JASDAQ・コード：7814)
問合せ先	取締役管理本部長 菊地 克二
電話番号	(03) 5817-3061

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年12月9日開催の取締役会において、2020年1月29日開催予定の当社臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社のグループ会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の追加並びに整理を行うものであります。また、第20条（員数）及び第32条（報酬等および退職慰労金）について見直しを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年	1月	29日（水曜日）
定款変更の効力発生日	2020年	1月	29日（水曜日）

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) <u>製版、印刷、製本業</u></p> <p>(2) <u>各種情報処理サービスおよび情報提供サービス</u></p> <p>(3) <u>各種マーケティングリサーチおよびコンサルティング</u></p> <p>(4) <u>各種情報コンテンツおよび情報システムならびに通信ネットワークの企画、制作</u></p> <p>(5) <u>各種コンピュータソフトウェアの開発、制作</u></p> <p>(6) <u>出版業</u></p> <p>(7) <u>広告業</u></p> <p>(8) <u>通信販売業</u></p> <p>(9) <u>著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権取得、譲渡、貸与および管理</u></p> <p>(10) <u>不動産賃貸業</u></p> <p>(11) 労働者派遣事業</p> <p>(12) 職業紹介事業</p> <p>(13) 飲食店および遊技場の経営</p> <p>(14) 前各号の事業に附帯、関連する一切の業務</p> <p>2. 当社は前項各号の事業ならびに以下の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を営むことができる。</p> <p>(1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務およびその他必要と認めた業務</p> <p>(2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務および余剰資金の運用業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>有価証券の取得、保有、運用および売買</u></p> <p>(2) <u>不動産賃貸業</u></p> <p>(3) <u>経営指導およびコンサルタント業</u></p> <p>(4) <u>企業の労務および経理等の事務代行業務</u></p> <p>(5) <u>総合レンタルおよび総合リース業、金融業</u></p> <p>(6) <u>国内外の会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</u></p> <p>(7) <u>各種情報処理サービスおよび情報提供サービス</u></p> <p>(8) <u>各種マーケティングリサーチおよびコンサルティング</u></p> <p>(9) <u>各種情報コンテンツおよび情報システムならびに通信ネットワークの企画、制作</u></p> <p>(10) <u>著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権取得、譲渡、貸与および管理</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(12) <u>古物売買ならびにその仲介およびその受託販売</u> (削除)</p> <p>(13) 前各号の事業に附帯、関連する一切の業務 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>16</u>名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p>
<p>(報酬等および退職慰労金)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬等および退職慰労金(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によりこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、<u>その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益</u>(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によりこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。</p>